

○総務省令第二百二十三号

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の規定に基づき、同法及び同令を実施するため、消防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

総務大臣 武田 良太

消防法施行規則の一部を改正する省令

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(防火対象物の点検及び報告) 第四条の二の四 法第八条の二の二第一項の規定による点検は、一年に一回行うものとする。ただし、<u>新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二条第一号に規定するものをいう。第三十一条の六第四項において同じ。)</u>その他の消防庁長官が定める事由により、その期間ごとに法第八条の二の二第一項の規定による点検を行うことが困難であるときは、消防庁長官が当該事由を勘案して定める期間ごとに当該点検を行うものとする。 〔2・3 略〕 4 法第八条の二の二第一項に規定する防火対象物点検資格者(以下「防火対象物点検資格者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者で、防火対象物の点検に<u>関し必要な知識及び技能を修得することができ</u>る講習であつて、法人で総務大臣が登録するもの(以下この条及び次条において「登録講習機関」という。)の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する防火対象物の点検に<u>関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類</u>(次項及び次条第二項において「免状」という。)の交付を受けている者とする。 〔一 略〕 二 <u>第三十一条の六第七項に規定する消防設備点検資格者で、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検について三年以上の実務の経験を有する者</u> 〔三〇十五 略〕 〔5 略〕 (防火対象物の点検基準) 第四条の二の六 〔略〕 2 法第八条の二の二第一項の防火対象物であつて、次に掲げる防火対象物又はその部分については、前項の規定のうち、同項第一号から第三号までの規定以外の規定を適用しないものとする。 〔一・二 略〕 三 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成十七年総務省令第四十号)第二条第一号に規定する特定共同住宅等(これに類する防火対象物であつて、火災の発生又は延焼のおそれの少ないものとして消防長又は消防署長が認めるものを含む。)の次に掲げる部分以外の部分 イ 令別表第一(五)項イ並びに(六)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分 ロ イに掲げる部分から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路 (消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告) 第三十一条の六 〔略〕	(防火対象物の点検及び報告) 第四条の二の四 法第八条の二の二第一項の規定による点検は、一年に一回行うものとする。 〔2・3 同上〕 4 〔同上〕 〔一 同上〕 二 <u>第三十一条の六第六項に規定する消防設備点検資格者で、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検について三年以上の実務の経験を有する者</u> 〔三〇十五 同上〕 〔5 同上〕 (防火対象物の点検基準) 第四条の二の六 〔同上〕 2 〔同上〕 〔一・二 同上〕 〔新設〕 (消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告) 第三十一条の六 〔同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	〔2・3 略〕 4 前項の規定にかかわらず、新型インフルエンザ等その他の消防庁長官が定める事由により、これらの項に規定する期間ごとに法第十七条の三の三の規定による点検を行い、又はその結果を報告することが困難であるときは、消防庁長官が当該事由を勘案して定める期間ごとに当該点検を行い、又はその結果を報告するものとする。 5 〔略〕 （免状の書換えの申請書の様式等） 第三十三条の六 〔略〕 〔2 略〕 3 前項の写真は、申請書提出前六月以内に撮影した正面、無帽（第三十三条の五第二項に定める免状の記載事項の変更に係る免状の書換えの申請を行うとする者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。）、無背景、上三分身像の縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとする。 〔4 略〕 〔2・3 同上〕 〔新設〕 4 〔同上〕 （免状の書換えの申請書の様式等） 第三十三条の六 〔同上〕 〔2 同上〕 3 前項の写真は、申請書提出前六月以内に撮影した正面、無帽、無背景、上三分身像の縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとする。 〔4 同上〕
--	--

別記様式第一号の二から別記様式第一号の二の二の三まで、別記様式第一号の二の二の三の三から別記様式第一号の二の三まで、別記様式第一号の七から別記様式第十二号まで、別記様式第十四号及び別記様式第十五号中「㊦」を削る。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。